

○医薬品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後調査の実施に関する規程

(平成 18 年規程第 55 号)

改正 平成 19 年規則第 7 号 平成 22 年規程第 67 号
平成 23 年規程第 55 号 平成 26 年規程第 67 号
平成 29 年規程第 26 号 令和 4 年規程第 57 号
令和 5 年規程第 57 号

(目的)

第 1 条 この規程は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）並びに医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 171 号）、医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 38 号）及び再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 90 号）その他の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施に関する通知（以下「GPSP」という。）に基づき、自治医科大学附属病院（以下「附属病院」という。）及び自治医科大学附属さいたま医療センター（以下「センター」という。）における医薬品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の製造販売後調査が、調査対象者の人権、安全等倫理的な配慮の下に、科学的かつ適正に実施されることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「医薬品」とは、附属病院又はセンターにおいて、処方又は施用が認められたもの（体外診断用医薬品及び専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって皮膚に貼り付けられるものを除く。）をいう。
- (2) 「医療機器」とは、附属病院又はセンターにおいて、施用が認められたものをいう。
- (3) 「再生医療等製品」とは、附属病院又はセンターにおいて、処方又は施用が認められたものをいう。
- (4) 「製造販売後調査」とは、医薬品等の製造販売業者、外国製造医薬品等特例承認取得者又は外国製造医療機器等特例承認取得者（以下「製造販売業者等」という。）が、医薬品等の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集、検出、確認又は検証のために行う調査であって、使用成績調査をいう。
- (5) 「使用成績調査」とは、医療機関から収集した情報を用いて、診療において、医薬品等の副作用による疾病等の種類別の発現状況並びに品質、有効性及び安全性に関する情報の検出又は確認のために行う調査であって、一般使用成績調査、特定使用成績調査及び使用成績比較調査をいう。
- (6) 「一般使用成績調査」とは、医薬品等を使用する者の条件を定めことなく行う調査をいう。

- (7) 「特定使用成績調査」とは、小児、高齢者、妊産婦、腎機能障害又は肝機能障害を有する者、医薬品等を長期に使用する者その他医薬品等を使用する者の条件を定めて行う調査をいう。
- (8) 「使用成績比較調査」とは、特定の医薬品等を使用する者の情報と当該医薬品等を使用しない者の情報とを比較することによって行う調査をいう。
- (9) 「製造販売後調査責任医師」（以下「調査責任医師」という。）とは、附属病院又はセンターにおいて製造販売後調査に係る業務を統括する医師又は歯科医師をいう。
- (10) 「製造販売後調査分担医師」（以下「調査分担医師」という。）とは、附属病院又はセンターにおいて調査責任医師の下で製造販売後調査に係る業務を分担する医師又は歯科医師をいう。
- (11) 「製造販売後調査協力者」（以下「調査協力者」という。）とは、調査責任医師又は調査分担医師（以下「担当医師」という。）の指導の下で製造販売後調査に係る業務に協力する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士その他の医療関係者をいう。
- (12) 「製造販売後調査依頼者」（以下「調査依頼者」という。）とは、附属病院又はセンターにおいて、製造販売後調査を行う製造販売業者等をいう。
- (13) 「調査対象者」とは、製造販売後調査の対象となる者をいう。
- (14) 「有害事象」とは、医薬品等を投与若しくは使用された調査対象者又はその他の者に生じたすべての疾病若しくは障害又はこれらの徴候（臨床検査値の異常を含む。）をいう。
- (15) 「不具合」とは、設計、製造、交付、保管又は使用のいずれかの段階において、医療機器の破損、作動不良等、又は再生医療等製品の機能の不全、細胞が人体に及ぼす副作用等の事象をいう。

（病院長の責務）

第3条 病院長（センターにあっては、センター長。以下同じ。）は、製造販売後調査がGPSP、製造販売後調査実施計画書及びその他の文書（以下「計画書等」という。）に従い、適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 病院長は、製造販売後調査の実施に必要な手続きを定めるため、製造販売後調査に係る業務手順書を作成しなければならない。

（治験審査委員会）

第4条 製造販売後調査の実施又は継続の適否についての審査は、自治医科大学附属病院治験審査委員会規程（センターにおいては、自治医科大学附属さいたま医療センター治験審査委員会規程）に定める治験審査委員会（以下「委員会」という。）が行うものとする。

（製造販売後調査の実施申請）

第5条 調査責任医師は、製造販売後調査の申請を行う前に、あらかじめ所属長の承諾を得るものとする。

2 調査責任医師は、製造販売後調査関連の重要な業務の一部を調査分担医師に分担させる場合には、製造販売後調査分担医師リスト（別記様式第1号。以下「リスト」という。）を作成し、病院長に提出して了承を受けるものとする。

3 前項のリストは、病院長並びに調査責任医師及び調査依頼者が保存するものとする。

4 調査責任医師及び調査依頼者は、審査に必要な次の各号に掲げる文書（以下「申請資料」という。）を、病院長に提出しなければならない。

- (1) 製造販売後調査依頼書（別記様式第2号）
- (2) 計画書等
- (3) 製造販売後調査票の見本
- (4) その他委員会が必要と認める文書
（製造販売後調査の審査、承認等）

第6条 病院長は、実施の申請を受理したときは、申請資料を添えて当該製造販売後調査の実施の適否について委員会の意見を聴くものとする。

2 委員会は、病院長から意見を聴かれたときは、前項の申請資料に基づき審査し、製造販売後調査審査結果通知書（別記様式第3号）により、意見を述べなければならない。

3 病院長は、委員会が製造販売後調査の実施を承認する決定を下し、その旨を通知してきた場合には、これに基づく病院長の指示・決定を、調査責任医師及び調査依頼者に製造販売後調査審査結果通知書又は製造販売後調査に関する指示・決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

4 病院長は、委員会が何らかの修正を条件に製造販売後調査の実施を承認する決定を下し、その旨を通知してきた場合には、これに基づく病院長の指示・決定を、調査責任医師及び調査依頼者に製造販売後調査審査結果通知書又は製造販売後調査に関する指示・決定通知書により通知し、調査責任医師及び調査依頼者から製造販売後調査実施計画書等修正報告書（別記様式第5号）及び必要な文書を提出させ、修正を確認した上で製造販売後調査の実施を承認するものとする。

5 病院長は、委員会が何らかの追加情報が必要なため製造販売後調査の実施を保留とし、その旨を通知してきた場合には、調査責任医師及び調査依頼者に製造販売後調査審査結果通知書又は製造販売後調査に関する指示・決定通知書により通知するものとする。

6 病院長は、委員会が製造販売後調査の実施を却下する決定を下し、その旨を通知してきた場合には、製造販売後調査の実施を了承できない旨を、調査責任医師及び調査依頼者に製造販売後調査審査結果通知書により通知するものとする。

（異議申立て）

第7条 前条第4項、第5項又は第6項の通知を受けた者は、病院長に対して、指示・決定に対する異議申立書（別記様式第6号）により、指示・決定に対する異議を申立てることができる。

2 病院長は、前項に規定する異議申立てを受けたときは、当該製造販売後調査の実施の適否について委員会の意見を聴くものとする。

3 病院長は、前項の委員会の意見に基づき委員会が前と同じ指示・決定を下したときは、当該製造販売後調査について再度の異議申立てを受けないものとする。

（製造販売後調査の契約）

第8条 病院長は、委員会の意見に基づいて製造販売後調査の実施を承認した後に、製造販売後調査契約書（別記様式第7号）により、調査依頼者と契約を締結しなければならない。なお、調査依頼者が製造販売後調査に関する業務の一部を当該業務受託機関に委託す

るときは、病院長は、調査依頼者及び当該業務受託機関と、製造販売後調査契約書（別記様式第7号の2）により契約を締結しなければならない。

- 2 病院長は、前項の契約を変更する必要があるときは、製造販売後調査契約内容変更に関する覚書（別記様式第7号の3又は別記様式第7号の4）により、変更契約を締結しなければならない。

（製造販売後調査の負担）

第9条 製造販売後調査を実施するために必要な費用は、調査依頼者が負担する。

- 2 費用の算定方法等は、病院長が別に定める。

（調査対象者の人権保護）

第10条 担当医師は、調査対象者を選定するに当たり、倫理的又は科学的な観点から検討を行い、適否について判断しなければならない。

（文書による説明と同意の取得）

第11条 担当医師は、調査対象者となるべき者の同意が必要となる場合においては、あらかじめ製造販売後調査の内容、その他の製造販売後調査に関する事項を記載した説明文書（以下「説明文書」という。）を用いて十分に説明し、製造販売後調査への参加について、自由意思による同意を、文書により得なければならない。また、同意文書には、調査対象者となるべき者が説明文書の内容を十分に理解した上で、説明を行った担当医師及び調査対象者となるべき者が署名し、それぞれが日付を記入するものとする。

- 2 前項において、調査協力者が補足的な説明を行った場合又は調査対象者となるべき者が同意能力を欠いている場合における同意の取得の手続きは、医薬品、医療機器及び再生医療等製品の臨床試験の実施に関する規程（平成18年規程第54号）第11条の規定を準用する。

- 3 担当医師は、前2項により同意を取得した場合は、同意文書の写しとともに説明文書を調査対象者に交付しなければならない。

（製造販売後調査の実施）

第12条 担当医師は、第8条に規定する契約を締結した後に、計画書等に基づき適切に製造販売後調査を実施しなければならない。

（製造販売後調査の変更）

第13条 調査責任医師及び調査依頼者は、第5条に掲げる申請資料について変更を行う場合には、製造販売後調査に関する変更申請書（別記様式第8号）、その他必要な資料を病院長に提出し、調査を継続する適否について審査を受けなければならない。この場合における審査等の手続きは、第6条の規定を準用する。ただし、事務的で軽易なものはその限りではない。

- 2 病院長は、前項の変更に関し、必要に応じて委員会に迅速な審査を依頼することができる。

（製造販売後調査の中止、中断及び終了）

第14条 調査責任医師及び調査依頼者は、製造販売後調査を終了又は中止・中断をしたときは、病院長に対して、その旨及びその概要を製造販売後調査終了（中止・中断）報告書（別記様式第10号）により報告する。

2 調査中に当該調査を中止又は中断したときは、担当医師は第 11 条の規定により同意を取得した調査対象者に対して速やかにその旨を伝えるとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 病院長は、第 1 項の規定により報告を受けたときは、その旨及びその概要を、委員会に報告するものとする。

(有害事象の発生及び実施状況の報告)

第 15 条 担当医師は、製造販売後調査の実施中に重篤な有害事象（不具合を含む。）が発生したときは、病院長が別に定める手順に従い報告する。

2 調査責任医師は、病院長又は委員会から製造販売後調査の途中経過について報告を求められた場合は、製造販売後調査実施状況報告書（別記様式第 12 号）により速やかに報告しなければならない。

(調査対象者の意思に影響を与える情報が得られた場合)

第 16 条 担当医師は、第 11 条の規定により同意を得て実施している製造販売後調査において、調査対象者が製造販売後調査への継続参加の意思決定に影響を与えると思われる情報を得たときは、直ちに当該調査対象者に情報を提供し、これを文書に記録するとともに、当該調査対象者に継続参加の意思を確認しなければならない。

2 調査責任医師は、前項の規定により、説明文書を改訂する必要があると認めたときは、速やかに行わなければならない。この場合における手続きは、第 13 条の規定を準用する。

3 担当医師は、前 2 項により説明文書の改訂を行ったときは、改訂された説明文書を用いて調査対象者に説明を行い、製造販売後調査の参加の継続について、改めて調査対象者から自由意思による同意を文書により得なければならない。

(記録等の保存)

第 17 条 病院長は、製造販売後調査に関する記録（以下「記録等」という。）を保存及び管理をさせるため、それぞれの記録等ごとに保存責任者を置く。

2 記録等の保存期間は、法で定める再審査又は再評価が終了した日から 5 年間とする。

(事務及び支援)

第 18 条 製造販売後調査に関する事務及び支援は、附属病院においては臨床研究センターが、センターにおいてはさいたま臨床試験推進部が行う。

(違反等)

第 19 条 病院長は、担当医師が、GPSP 又は本規程に違反したときは、次の各号に掲げる措置を執ることができる。

(1) 当該製造販売後調査を中止する。

(2) 当該製造販売後調査の担当医師が所属する診療部科からの新規の実施申請を受理しない。

2 病院長は、前項に規定する措置を講ずるときは、事前に委員会の意見を聴かなければならない。

3 委員会は、前項の審議を行うときは、当該関係者の弁明を聴き、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

(その他)

第 20 条 この規程に定めのない事項は、法令等に定めのある事項を除き、病院長が別に規定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。
(規程の廃止)
- 2 医薬品の市販後調査（使用成績調査・特別調査）の実施に関する規程（平成 12 年規程第 12 号）及び医療機器の製造販売後調査（使用成績調査・特定使用成績調査）の実施に関する規程（平成 17 年規程第 84 号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規程の施行の際現に前項の廃止規程により実施されている市販後調査及び製造販売後調査の手続き等については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年規則第 7 号)

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規程第 67 号)

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年規程第 55 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規程第 67 号)

この規程は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

附 則(平成 29 年規程第 26 号)

この規程は、平成 29 年 2 月 25 日から施行する。

附 則(令和 4 年規程第 57 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年規程第 57 号)

この規程は、令和 5 年 10 月 4 日から施行する。